

危険物保安技術協会の検査員資格に関する検討会（第1回）議事要旨

1 開催日時

令和5年5月11日（木）16時00分～17時00分

2 開催場所

WEB会議

3 出席者

（1）委員（敬省略、順不同）

小林 恭一（座長）、笠井 尚哉、座間 信作、辻 裕一、三原 毅

（2）危険物保安技術協会（敬省略、順不同）

伊藤 要、三根 徳男

（3）事務局

加藤 晃一、竹村 創、小川 晃央、田中 啓太

4 配布資料

（資料1-1） 委員名簿

（資料1-2） 開催要綱（案）

（資料1-3） 危険物保安技術協会の検査員資格に係る規制について

（資料1-4） 危険物保安技術協会のタンク審査業務について

（資料1-5） 危険物保安技術協会の検査員資格に係る課題について

〔参考資料1-1〕 参照条文

5 開会

6 議事内容

（1）開催要綱承認

【事務局】

開催要綱案について各委員異議（意見）なしのため、委員全員の了承を得た。

(2) 座長選出

【事務局】

事務局推薦案について各委員異議（意見）なしのため、小林委員を本検討会の座長として選出する。委員全員の了承を得た。

(3) 危険物保安技術協会の検査員資格に係る規制について

資料1－3により事務局から説明が行われた。

意見等の概要は以下のとおり。

【委員】

資料の審査する事項の表中、保安検査の中に「岩盤タンクの構造及び設備」とあるが、その設備というのはどういう範囲まで対象にしているのか。この岩盤タンクも昭和34年からあったのか。

【座長】

国家備蓄が始まったときなので、昭和50年代だろう。

【危険物保安技術協会】

岩盤タンクは、山の中にトンネルを掘り、地上から約100メートル下、岩盤をNATM工法で掘り、その中に原油を貯蔵している。原油を貯蔵する方式としては、地下水で水封する方式を取っており、全国に3基地ある。

保安検査については、法令上10年に1回の周期とされており、構造及び設備に関する事項と決められている。岩盤タンクの保安検査というのは、内部開放を行わないでやるということにされており、タンクそのものに貯蔵されている原油は払い出さないで行うということになっている。構造というのは、岩盤タンクのタンクそのものではなく、タンクの上位、地上側のほうにあり、人間が出入りできるようなサービストンネルというものが造られているので、その中に岩盤タンクから、竪坑方式といって、受入れ・払出しの配管が地上側に通っている。その配管がさらに地上基地に通じるように、また違うサービストンネルというのが造られており、そういったサービストンネルの、坑道と呼ばれている箇所に割れや変形がないかどうかというのを目視等で確認している。そのほか、スケールや光波測量機を使って、距離の変位等がないかどうかというのも確認している。

設備というものは、岩盤タンクそのものから原油の貯蔵、受入れ、払出しをするための配管が通っている。その配管を間接的に確認することになっており、堅坑の中には、もともと岩盤タンクは水封方式でできているが、人間が入れる部分というのが、堅坑水封部というのがあり、ダイバーが潜って、カメラによって間接的に検査員が、その配管の外周部に腐食や変形がないかどうかというのを、モニターを通して確認している、それが設備の検査になる。1つの基地に対して大体3タンク、トンネル数で10トンネルぐらいあり、そういった配管の確認を行うのが設備の検査となっている。

岩盤タンクの定期保安検査は第3回目の検査が昨年度（R4）から串木野基地を始めに順次実施されており（R5久慈基地、R6菊間基地予定）、各基地ともに完成から約30年程度経過している。

（4）危険物保安技術協会のタンク審査業務について

資料1-4により危険物保安技術協会から説明が行われた。

意見等はなし。

（5）危険物保安技術協会の検査員資格に係る課題について

資料1-5により事務局から説明が行われた。

意見等の概要は以下のとおり。

【委員】

実務経験の考え方で、高圧ガス関係の業務というところが、他の2つに対して何か少しレベル感が合わないのではないかと。危険物は規制に関する業務とか、予防業務、消防同意、立入検査というのはかなり具体的だが、高圧ガスは「関係の業務」というのが、何を想定しているのか。

【事務局】

具体的には、政令市が行う高圧ガスの規制に関する業務を想定している。

7 閉会

以上